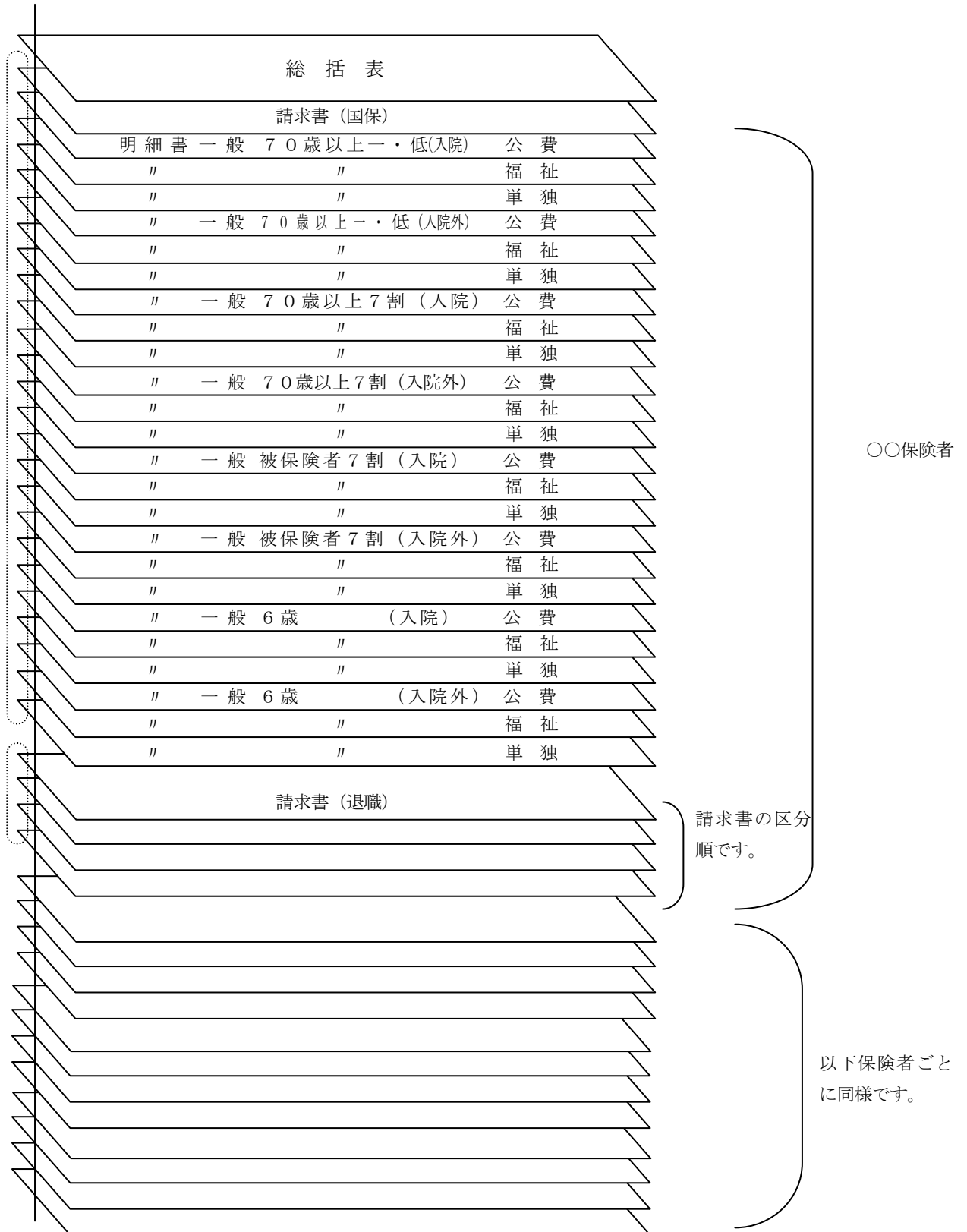


# 診療報酬明細書等の編綴方法について

## (1) 県内分

区分ごとに公費併用明細書、福祉併用明細書、単独明細書の順に編綴してください。



(2) 県外分

区分ごとに公費併用明細書、単独明細書の順に編綴してください。

総括表

請求書 (国保)

明細書 一般 70歳以上 一・低 (入院・入院外)

〃 〃 7割 ( 〃 )

〃 一般 被保険者 7割 ( 〃 )

〃 一般 6歳 ( 〃 )

請求書 (退職)

明細書 退職 本人 (入院・入院外)

〃 退職 70歳以上 9割 ( 〃 )

〃 退職 〃 7割 ( 〃 )

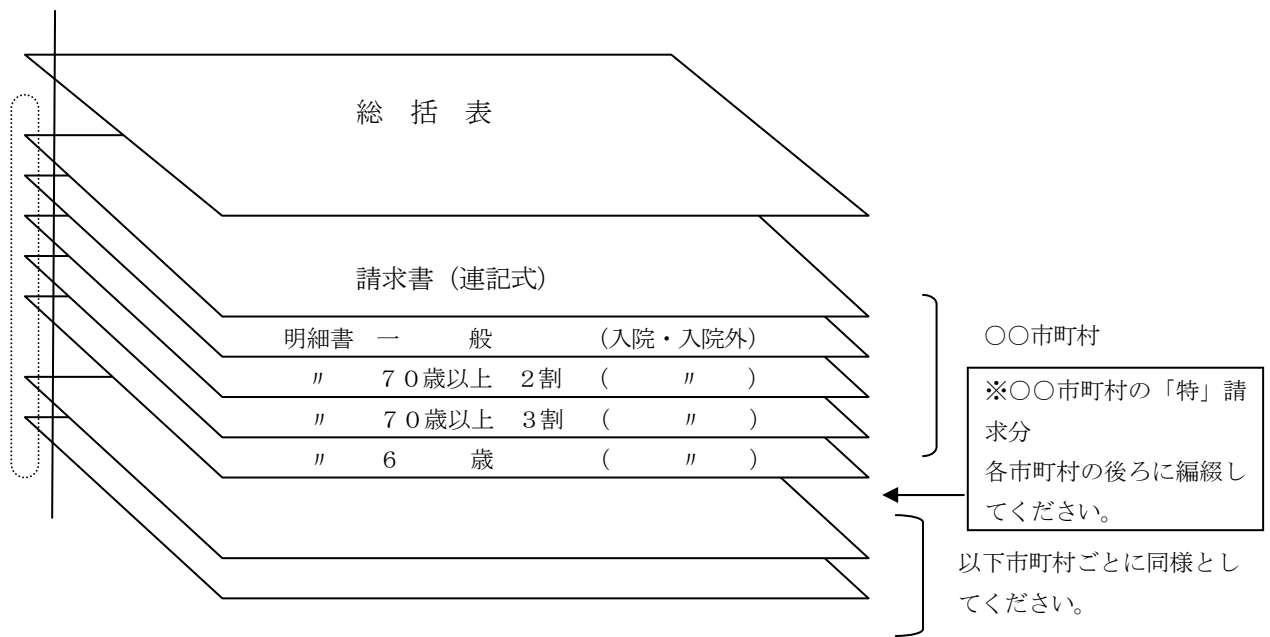
〃 退職 被扶養者 ( 〃 )

〃 退職 6歳 ( 〃 )

〇〇保険者

以下保険者ごとに同様にしてください。

(3) 連記式



※ 〇〇市町村の「特」請求分

※感染症 (結核 10・11)・自立支援 (精神通院 21・更生医療 15・育成医療 16・療養介護 24・障害児施設 79)・  
 肝炎 38・特定疾患 51・小児慢性 52・B型肝炎・㊦・高については「特」扱いとなります。

